

九州大学馬出キャンパス全学レンタルスペース規程

令和 3 年度九大規程第 58 号

制 定：令和 3 年 7 月 30 日

最終改正：令和 4 年 4 月 28 日

(令和 4 年度九大規程第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学全学レンタルスペース規則（令和 3 年度九大規則第 35 号。以下「規則」という。）に定める全学レンタルスペースのうち、馬出キャンパスに置く全学レンタルスペース（以下「馬出レンタルスペース」という。）に係る使用、管理運営その他必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第 2 条 馬出レンタルスペースに、管理責任者を置き、副学長、副理事及び九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 25 条に定める部局長のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 管理責任者は、馬出レンタルスペースの管理運営に関する業務を掌理する。

(審議機関)

第 3 条 規則第 6 条第 1 項に基づき、馬出レンタルスペースに係る次に掲げる事項を審議・調査するため、馬出キャンパス全学レンタルスペース管理運営委員会（以下「地区委員会」という。）を置く。

- (1) 規則第 3 条第 1 項第 1 号に規定する全学管理スペース（以下「全学管理スペース」という。）の公募に関すること。
- (2) 禁止する実験等に関すること。
- (3) 規則第 3 条第 2 項に基づく管理運用区の変更に関すること。
- (4) 規則第 3 条第 3 項に基づく馬出レンタルスペースの追加又は廃止に関すること。
- (5) その他馬出レンタルスペースの管理運営に関すること。

2 地区委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 管理責任者
- (2) 医学研究院長、歯学研究院長、薬学研究院長及び生体防御医学研究所長（前号に該当する者を除く。）
- (3) 医学研究院保健学部門長
- (4) 病院長
- (5) 医系学部等事務部長及び研究・産学官連携推進部長
- (6) その他地区委員会が必要と認めた者 若干人

3 前項第 6 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

- 5 地区委員会に委員長を置き、管理責任者をもって充てる。
- 6 委員長は、地区委員会を主宰する。
- 7 地区委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第4条 地区委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 地区委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第5条 地区委員会に、馬出レンタルスペースに関して専門的事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

(使用の許可等)

第6条 全学管理スペースを使用しようとする代表者は、所定の様式により、あらかじめ地区委員会が行う公募に応募した上で、九州大学教育研究評議会規則(平成16年度九大規則第6号)第7条に規定するキャンパス計画及び施設管理委員会(以下「委員会」という。)及び地区委員会の議を経て、総長の許可を得なければならない。

2 馬出レンタルスペースの使用を許可された者(以下「使用者」という。)のうち全学管理スペースに係る使用者は、当該使用の途中において、前項の規定により許可を受けた内容を変更する必要があるときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、総長の許可を得なければならない。

(使用期間)

第7条 馬出レンタルスペースの使用期間は、原則として使用開始日から当該使用開始日が含まれる年度の末日までとし、延長する場合は、1年毎に更新し、5年を限度とする。ただし、5年を超える期間のプロジェクト等であって、総長が必要と認めるものについては、この限りでない。

2 全学管理スペースに係る使用者は、使用を許可された期間を超えて使用を希望するときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者の承認を得た上で、総長の許可を得なければならない。

(禁止する実験等)

第8条 使用者は、馬出レンタルスペースにおいて、次に掲げる実験等を実施することができない。

- (1) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項又は第5項に定める放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する実験
- (2) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措

置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）第4条に定めるP3レベル以上の拡散防止措置を講じる必要がある遺伝子組換え実験

(3) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項から第5項に定める物質を使用する実験

(4) その他管理責任者が、馬出レンタルスペースの管理上支障があると認めた実験等

2 前項の規定（前項第4号の規定を除く。）にかかわらず、管理責任者に願い出た上で、総長が必要と認めた場合は、馬出レンタルスペースにおいて、当該実験等を実施することができる。

（適正使用）

第9条 使用者は、馬出レンタルスペースの目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 管理責任者は、使用者が、この規程等及び許可条件に違反したとき、又は馬出レンタルスペースの管理上支障があると認めるときは、総長にその事実を報告するものとし、総長は、所定の手続きにより、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、馬出レンタルスペースからの退去を命ずるものとする。

（光熱水料等）

第10条 使用者は、使用を許可された馬出レンタルスペースにおいて使用した光熱水料及び使用料等（以下「光熱水料等」という。）を負担しなければならない。

2 前項の光熱水料等（使用料を除く。）の額等については、細則で定める。

（徴収方法）

第11条 馬出レンタルスペースの光熱水料等（使用料を除く。）は、使用者の所属する部局等の予算から当該馬出レンタルスペースを管理する部局の予算に移し替えるものとする。ただし、コラボ・ステーションⅠ、コラボ・ステーションⅡ及び総合研究棟（病院地区）の徴収方法については、別に定める。

2 一度納付された使用料は、特段の事情がある場合を除き、返還しない。ただし、天災その他使用者の責めに帰すことができない事由により使用できないときは、この限りではない。

（使用の終了等）

第12条 使用者は、馬出レンタルスペースの使用が終了したとき、又は第9条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、当該馬出レンタルスペースからの退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

（損害賠償）

第13条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（補則）

第14条 この規程に定めるもののほか、馬出レンタルスペースの使用等に関し必要な事項

は、地区委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第2号）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。